



よなごの国保



8月に保険証を更新します

新しい保険証は、7月中旬に簡易書留で世帯主の方へ郵送します。1通につき3名分までの保険証が入っています。4名以上の世帯には、2通以上届くことになります。

● 有効期限について

保険証の更新は毎年8月1日になります。今回お送りする保険証の有効期限は平成26年7月31日となっています。1年間お使いいただくものですので、大切に保管して下さい。

なお、高齢受給者に該当の方の有効期限は、平成26年3月31日となっています。

また、下記に該当する方の有効期限は異なったものになります。

- 平成25年8月2日から平成26年3月31日までの間に
・ 75歳になる方（後期高齢者医療制度に移行）
- 平成25年8月2日から平成26年7月1日までの間に
・ 70歳になる方（高齢受給者に該当）
・ 退職者医療制度に該当の方で65歳になる方
- 学生の届けをいただいております平成25年8月2日から平成26年7月31日までの間に卒業予定となる方
- 保険料に未納のある方

不審な電話や還付金詐欺事件が多発しています！

全国各地で市区町村、社会保険事務所（年金事務所）の職員を装い、医療費の還付があるなどと言ってATMを操作させて、お金を振り込ませる事例が多数発生しています。

- ❗ 還付金の支払をATM（現金自動預け払い機）で行うことはありません。
- ❗ 不審な電話がありましたら、下記の電話番号で保険年金課にご確認ください。

米子市保険年金課 TEL (0859) 23-5121（保険証、高額療養費）
23-5124（納付相談）
23-5122（後期高齢者医療、人間ドック）
23-5123（特別医療）



平成25年7月1日

平成25年度の保険料の納付が7月から始まります

▶ 平成25年度の保険料の料率等について

国民健康保険の今年度の保険料率、及び賦課限度額は、平成24年度と同じです。
詳しくは、7月中旬にお送りします納付書のご案内をご覧ください。

▶ 保険料を金融機関窓口で納付の方または口座振替の方

国民健康保険料納入通知書を7月中旬にお送りしますので、最寄りの金融機関、保険年金課⑦番窓口、淀江支所地域生活課で納めてください。

なお、口座振替をご利用の方は、納期限の日にご指定の金融機関の口座から振り替えとなりますので、口座の確認をお願いします。

●●●●● 平成25年度国民健康保険料の納期限 ●●●●●

1期	7月31日(水)	5期	12月2日(月)
2期	9月2日(月)	6期	12月25日(水)
3期	9月30日(月)	7期	1月31日(金)
4期	10月31日(木)	8期	2月28日(金)

保険料の納付は、ゆうちょ銀行・郵便局(中国5県内に限ります)もご利用いただけます。

▶ 保険料を年金天引きされている方の納付月は、8月、10月、12月、2月、4月、6月、となります。

※国民健康保険料を滞納していない方については、「年金からの引き去り」を止めて、「口座振替」によるお支払に変更することができます。ご希望の方は下記のものをご持参の上、保険年金課で手続きをお願いします。ただし、7月31日(水)までにお申し出いただいた場合には、10月以降に支給される年金から引き去り中止となります。

【持参していただくもの】

- 平成25年度国民健康保険料納入通知書 ●口座振替に使用する通帳 ●通帳のお届け印

国民健康保険料の納付が困難な方は、保険年金課の窓口へご相談ください

平成24年度の国民健康保険事業の収支状況概要をお知らせします

(単位：千円)

歳入〈総額 15,243,461〉		歳出〈総額 15,446,041〉	
保険料(税)	3,019,342	総務費	327,189
国庫、県支出金	4,289,209	保険給付費	10,224,806
療養給付費交付金	897,916	後期高齢者支援金等	1,839,688
前期高齢者交付金	4,152,521	前期高齢者納付金等	1,926
共同事業交付金	1,692,604	介護納付金	759,396
一般会計繰入金	1,129,935	共同事業拠出金	1,841,309
基金繰入金	10,000	保健事業費	129,631
繰越金	0	繰上充用金	169,567
その他	51,934	その他	152,529

国民健康保険事業の会計は、加入者の納める保険料や国庫の補助金を収入として、主に医療費(保険給付費)の支払いを行っています。

歳入総額の内、約20%が保険料です。平成24年度は加入者の所得の減少、固定資産税額の減少により前年比約1億円の減少となっています。

歳出では、約66%が保険給付費で、前年と比べると約9千万円の減少となっています。

平成24年度の国民健康保険財政は歳入が不足するため、約2億円を平成25年度分の歳入から前倒しをして補います。平成24年度では、平成23年度に不足した約1億7千万円を補っていましたので、単年度としては約3千万円の赤字となります。

▶▶▶ 限度額適用認定証等の更新について ◀◀◀

●限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証

(国民健康保険・後期高齢者医療)の更新は7月23日(火)からです。

現在交付しています認定証は、平成25年7月31日が有効期限となっています。8月以降も交付を希望する方は、下記のとおり更新の手続きをお願いします。市役所保険年金課⑦番窓口又は淀江支所地域生活課で受け付けます。

国民健康保険加入の方

70歳未満の方		保険証をお持ちください。ただし保険料に未納がないことが条件となります。
70歳以上の方	住民税非課税世帯	保険証をお持ちください。
	住民税課税世帯	手続きは必要ありません。お持ちの「保険証兼高齢受給者証」を医療機関等に提示していただくだけで、限度額の適用が受けられます。

後期高齢者医療制度加入の方

住民税非課税世帯	「後期高齢者医療被保険者証」と印鑑をお持ちください。
住民税課税世帯	手続きは必要ありません。お持ちの「後期高齢者医療被保険者証」を医療機関等に提示していただくだけで、限度額の適用が受けられます。

※ 平成25年8月から平成26年7月の間は平成25年度の住民税課税状況で判定します。

認定証とは…

入院や外来で高額な医療費がかかる方については、あらかじめ認定証の交付を受け、それを医療機関の窓口に表示することで、支払を自己負担限度額までとすることができます。
また、住民税非課税世帯の方については、入院時の食事療養費の自己負担額が減額されます。

お知らせ

平成25年度に国民健康保険の保健事業として、「糖尿病性腎症等重症化予防事業」を実施します。生活指導により、重症化を予防するものです。また「重複多受診者受診行動適正化事業」を訪問指導により実施します。該当する方には、米子市からご案内をお送りします。

国民健康保険料の納付が困難な方は、保険年金課の窓口へ

病気、失業、事業の廃止などで保険料の納付が困難な方

I 解雇等により健康保険がなくなったとき

- 以下の条件にすべて当てはまる方については、申請により、前年(平成24年)中の給与所得を30%とみなして、当該年度(平成25年度)の保険料を計算します。
- ・平成22年4月1日時点で国保に加入している方、またはそれ以降に国保に加入する方
 - ・離職日が平成21年3月31日以降で、離職日時点の年齢が65歳未満の方
 - ・雇用保険受給資格者証が交付されている「特定受給資格者(倒産・解雇等により離職を余儀なくされた方)」または「特定理由離職者(期間の定めのある労働契約が更新されなかったことその他やむを得ない理由により離職した方)」
- 保険料の軽減の期間は、離職の翌日から翌年度までの期間です。国民健康保険加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

II 減免制度

保険料の減免は、災害等により生活が著しく困難となり、保険料の支払が困難になった方に対し、申請により、行う制度です。

保険料の減免の額は、減免の理由が発生した以後の納期分の保険料の額となります。

減免の理由区分	減免の限度額	申請に必要なもの
震災、風水害、落雷、火災又はこれに類する災害を受け、保険料の納付が困難となったとき	減免対象となる保険料額の4/10相当額～全額	・り災証明書 ・被保険者証
納付義務者等が生活保護法の規定による保護の適用を受けたとき	生活保護適用日以降の納期に係る保険料額の全額	・生活保護開始決定通知書
死亡、長期にわたり就労阻害となる疾病、失業（自己都合は含まず、企業倒産等によるもの）等により、当該年の納付義務者等の所得の見積額の合計額が、前年の納付義務者等の所得の合計額の2分の1以下に減少するために保険料の納付が著しく困難と認められるとき	減免対象となる保険料の所得割額（上記Iに該当する場合は減額後の金額）の4/10相当額～8/10相当額	・診断書 ・離職票 ・源泉徴収票など所得がわかるもの ・被保険者証
おおむね65歳以上の方や障がい者、家族に病人、身体障がい者、幼児等がいることにより看病・介護等をしなければならないため働きたくても働くことができない状態の者で構成されている世帯で、所得の見積額が低額であるために保険料の納付が著しく困難と認められるとき	減免対象となる保険料の所得割額及び資産割額の合計額の2/10相当額～6/10相当額	・診断書 ・源泉徴収票など所得がわかるもの ・障害者手帳など障がいの状況がわかるもの ・被保険者証

納期分を一括で納付が困難な方

・・・分割納付などの相談を承ります。

納付のため、金融機関や市役所に行く時間がとれない方

・・・訪問徴収の方法もあります。